

勝御前に参りて、まかのよし申たりければ、即直孝を御前に召れ、汝が申所尤なり、されども既に仰出されたれば、易難し、猶是より後、憚る所なく申せと仰られしかば、直孝臣が申むね、然るべからずと思ひ候により、聞し召入れず候か、臣が言尤と思召なば、御用ひなからん事、仰とも覺え候はずと申されけるに、暫く御詞なかりければ、利勝臣既に年老ぬ、壯年の者直言を申候事、治世長久のもとに候、明日諸大名を召掃部頭申旨、尤なるにより、相とゞめらるべきよしを、仰有て然るべう候ものと申されければ、台徳院殿則諫に従はせ給ひけり、其時直孝、臣が申旨用ひさせ給ひ、辱き旨謝し奉りて退出せられけり、台徳院殿の諫に従はせ給ひし事、直孝の直言、美を盡せりと人申けり、

〔藩翰譜四中〕駿河殿忠長

徳川

常の御行ひあらく、しくまし、大相國家

秀忠

徳川

の御心にも叶は

せ給はぬ御事多かりしかば、土佐守成次日夜に心を苦しめ、或時は色を和らげ、教へ導き参らする事もあり、又ある時は顔を犯して諫め争ひ奉る事もあり、寛永二年正月十一日、青山大藏大輔幸成、大相國家の御使として、駿河殿の御館に行向ひ、駿河遠江を賜ひ、本領甲斐を合せて三箇國を領し、玉ふべき旨を述べしに、駿河殿悦せ、玉ふ御氣色もなく、又答へさせ、玉ふ旨もなし、幸成は事がら悪しとや思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ参せらるゝのみにあらず、甲斐の國をも其儘に合せ領し、玉ふべきとの事返すゝもめで度御事に候と賀し申ければ、殿忽に御氣色損じ、やあ大藏大輔、甲斐國元の儘に領する事、忠長が分に過ぬと思ふや、たまゝ天下の主の子弟と生れたらん身の、是程の國領せん事、何程の事あらんと、以の外に怒り玉ふを、成次よきに申直して幸成をば返したり、其後御前に参りて、抑本朝は小國なれば、五畿七道を合せて、僅に六十餘州に分たれたり、君は相國の御子、將軍家徳川の御弟にてましまさばこそ、それが廿分の一をば参らせたんなれ、なんばう勇々しき御果報にてはましまさずや、夫に斯く少しも悦せ玉はぬ御事